

はしがき

家族法は、理解しやすい法律である。

たとえば、多くの人にとって「難解」といえる国際的な取引や税金に関連する法律などとは異なり、家族法は、「自分」や「家族」に関係する内容が主要な部分となるので、法律が伝えたい物事をイメージしやすい「やさしい法律」である。

また、身近な問題を取り上げる家族法は、「試験のために覚える法律」というよりも、これからの人生において「覚えておいて損はない法律」といえる。現在は、親子の絆やつながりが薄れがちであるといわれるが、夫婦や親子の関係といった身近な問題に目を向け、改めて家族について考える時間を持つことは、決して無駄にはならず、有益な時間となるはずである。だから、「法律」を学ぶというよりも、一つの「教養」として、家族法を身につけてほしい。

繰り返しになるが、家族法は、理解しやすい法律である。

簡単なことを難しく説明したり、難しいことを難しく説明すれば、結果として法律は難しいということになる。本書の狙いと願いは、「法律」の語句がもたらす独特な「拒絶反応」をできる限り少なくしてもらい、興味をもって法律の本を読む、という大きな一歩を踏み出してもらうことにある。

そのため、ページ数はできるだけ少なくする反面、「つまり」や「たとえば」を多用して理解してほしい内容を繰り返し説明するという、矛盾したテキスト作りに挑戦している。そのため、かなり厳選した内容になっている。

よって、説明不足や物足りなさを感じるころなど、多々、存在すると思う。お手数にならない範囲で、お読みいただいた方の感想や批判をいただければ、著者にとって最高の幸せである。

本書の読み方を若干説明すると、必要に応じて「補足」や「コメント」「例示」を挿入してある。「補足」は基本的に語句の意味や内容などを説明しているので、是非、目を通してほしい。「コメント」は本文には載せなかったが、

内容の理解に役立つと思われるので、難しい部分もあるが、できれば読んでほしい。そして「例示」は実際に裁判で争われた内容を簡単に示しているので、どのような問題がどのように解決されるかをみてほしい。

また、各章の終わりに、ちょっと考える話題を提供する「ちょっと考えてみよう」と「じっくり考えてみよう」とを用意した。

まず、「ちょっと考えてみよう」では、話題に対して自分ならどう考えるかを考えてほしい。「裁判所が知っているから」とか「先生が授業でいていたから」といった、テストの解答用紙に書くような一般的な答えはあるが、いろいろな考え方、自分なりの答えがあってもいいはずである。

たしかに、「答え」が明確に示されないのは不安になるかもしれないが、ちょっと考えて、楽しんでほしい。そして、ちょっと時間を取って、自分の考えを友人や家族に披露して、話し合ってみるのも良いと思う。必ず、プラスになるはずなので、気楽に挑戦してみてください。(ただし、自分の考えを他人に押し付けるのは良くないので注意してほしい。また、自分の考えを「最高だ」と思っても各種試験の解答としては通用しない場合があるので重ねて注意してほしい。)

次に、「じっくり考えてみよう」では、ちょっと「ややこしい話」を取り上げる。それぞれの経験や人生観で、物事に対する考え方は異なると思うので、じっくりと考えてみてほしい。

なお、本書は、判例の動向や法改正を反映させるために拙稿『身近な家族法』（法律文化社、平成22（2010）年）に加筆・訂正を加えたものである。

本書の校正段階で「民法等の一部を改正する法律案（相続法改正法案）」が国会で可決成立した（2018年7月6日）。同改正案は、公布の日から起算して、1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることになる。本書では、重要な改正ポイントを本文の関連箇所にて括弧書き（〔 〕）で簡単に解説している。家族法の相続関係を中心に大きな変更点があるので、関心を持って読んでほしい。

最後になったが、本書の作成を了承し、出版するという大冒険を成し遂げて下さった、法律文化社、ならびに担当していただいた上にいろいろとアドバイ

はしがき

スを下さった舟木和久さんには、本当に感謝の言葉も見つからないほど感謝している。この場を借りて御礼申し上げたい。

平成30（2018）年7月

川村 隆子